

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 学校再編推進課
指 摘
ア 富山市小・中学校適正規模・適正配置に関する総合支援事業費補助金について、富山市補助金等交付規則で補助事業者は補助事業完了後10日以内に事業実績報告書を提出することを定めているが、10日以内に提出されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の事業実績報告書の提出期限については、監査実施以降に報告書を提出する補助事業者に対し、提出期限の遵守を徹底するよう指導した。 今後とも、富山市補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 学校再編推進課
指 摘	イ 富山市小・中学校適正規模・適正配置に関する総合支援事業費補助金について、補助対象に該当しない経費を補助対象経費として交付決定しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の補助対象経費については、令和7年3月7日に本市から補助事業者にご指摘内容を踏まえた確認を依頼した。 補助事業者において補助対象事業費を再確認したところ、補助対象に該当しない一部経費を計上していたことが判明した。このため、補助事業者は、修正した実績報告書を市に提出するとともに、補助対象外の補助金交付申請の一部の取り消しを市に申し出た。 その後、市は、富山市補助金等交付規則の規定に基づき、同月13日に補助金決定額の一部の取り消し(規則第15条第2項)及び補助金額の再確定(規則第13条)を行い、取り消しに伴う補助金の一部を同月24日までに返還するよう補助事業者へ通知したところ、補助事業者は、同月19日に返還額を納付した。 今後は、富山市補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 学校再編推進課
指 摘	ウ 概算払された補助金の戻入れについて、返納通知書の返納期限は、富山市会計規則において通知書発行の日から10日以内とされているところ、期限を指定せずに返納通知書を発行しているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の返納期限の設定については、監査実施以降に返納通知書を発行する際は、適切な期限の指定を行うよう徹底した。 今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 学校再編推進課
指 摘
エ 特殊勤務手当(現場技術指導等手当)について、事務従事者が申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の特殊勤務手当については、職員課に対して、是正報告を行っており、令和7年2月14日支給の給与で調整されている。 なお、従事者が申請を行わなかった原因として、富山市職員の給与に関する条例等の理解不足があったことから、同年3月4日に課内研修を実施し、再発の防止を図った。 今後は、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	事業所等の割引を行う際、個人料金を団体料金とすることについては生涯学習課で一括して減免の手続きを行っているが、事業所等が発行する利用券を使用した場合に、使用者が実際に窓口で支払う額と団体料金との差額について、減免の手続きがされていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の減免の手続きがされていなかったことに関しては、県教職員厚生会等の関係団体から使用者が窓口で支払う額と団体料金との差額分について減免申請書が提出され、生涯学習課において減免の承認を行った。今後、生涯学習課と情報共有をより密接に行い、富山市民俗民芸村条例施行規則に基づき適切に対応してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	廃棄物収集運搬処理業務委託の契約書について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等で定める委託契約書に記載すべき事項が記載されていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の廃棄物収集運搬処理業務委託の契約書については、定期監査後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等で定められた事項が記載された約款を使用し、契約締結を行っている。今後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等に基づき、適切に事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	茶室円山庵について、富山市民俗民芸村条例施行規則において、使用承認を受けたものが使用承認事項を変更しようとするときは、速やかに使用承認書を添えて委員会に申請することとされているが、使用承認後に使用のキャンセルがあったときに、申請者から交付済みの使用承認書を提出させておらず、また、使用のキャンセルについて決裁を行っていなかったので、改善を図られたい。
措 置 状 況	茶室の使用承認後にキャンセルが発生した場合は、申請者に交付済みの使用承認書の提出を求め、使用承認変更の決裁を行うよう、富山市民俗民芸村条例施行規則に定められた手続きについて再確認を行った。今後は、同規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	行政財産の使用許可について、とやま土人形工房の1階展示室の使用を許可しているが、電気料の負担範囲を暫定的措置として展示室の一部に限定し、また、水道料金、冷暖房等使用料を徴収しておらず、使用者が負担すべき光熱水費の実費相当額を徴収していなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の行政財産の使用許可に関する光熱水費の徴収については、令和7年度分からは許可の面積相当分の実費相当額を負担するよう、とやま土人形伝承会と調整済みである。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	物品棄焼却処分何を作成せずに備品（ワープロ2台）を廃棄しており、また、当該備品を備品台帳から払い出していなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	当該備品については、物品廃棄焼却何を行うとともに備品台帳に払出を記載し、令和6年度末時点の物品現在高調書の訂正を行い、物品統括課長へ通知した。今後も、富山市物品管理規則に基づく備品処分時の手続きを改めて確認し、再発防止に努めてまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	重要備品について、重要物品に関する調べに記載していないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	令和 6 年度末時点の重要物品に関する調べや現在高調書の訂正を行い、物品統括課長に通知した。今後は、富山市物品管理規則に基づき、備品の事務処理を適切に行い、再発防止に努めてまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター
指 摘	休日に勤務することを命じた場合、代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に行わなければならないとされているところ、勤務することを命じた休日の前に代休日を指定しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	休日の代休日の指定は勤務することを命じられた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に行わなければならないことについて周知徹底を行った。今後は、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき正しく代休日の指定が行われるよう、十分に確認し再発防止に努めてまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター (商工労働部 コンベンション・薬業物産課)
意 見	とやま土人形工房は、民俗民芸村の附属施設であり、1 階の展示室は伝統工芸品である土人形の歴史などを紹介・解説し、無料観覧できる観光施設の一つとして公益的に利用するほか、とやま土人形や絵付け体験用の土人形を販売しており、2 階の制作室は個人・団体の生涯学習利用に対応するオープンスペースとして位置付けられている。 一方、とやま土人形伝承会は、伝統工芸の保存継承を目的として市から販売員の人件費補助を受けながら、当該施設を活動拠点として工房全体を使用し、土人形の販売や有料の絵付け体験事業などの収益事業を行っている。 今回の定期監査において、民俗民芸村管理センターは、条例に根拠のない手続きにより施設の使用承認を行ったり、行政財産の使用許可にかかる光熱水費を一部減額し実費相当額を徴収していないなど、前回の定期監査に引き続き、施設管理の不適切な状況が確認された。 とやま土人形工房の使用については、法令に基づき適切に施設を管理していくとともに、伝統工芸の保存伝承という視点に立って、施設の使用法にとどまらず、とやま土人形伝承会の活動への支援のあり方も含めて、コンベンション・薬業物産課と民俗民芸村管理センターで協議し、整理されたい。
回 答	とやま土人形伝承会は、収益を目的とした団体ではなく、伝統工芸の保存伝承を目的とした産業振興みなし団体であります。 ご指摘の行政財産の使用許可にかかる光熱水費については、令和7年度分からとやま土人形伝承会で負担してもらうこととしており、1 階の展示室の面積相当分(算定対象68.042㎡)について負担する方向で調整を進めています。 また、2 階の制作室については個人・団体の生涯学習利用に対応するオープンスペースとして位置づけられながらも、とやま土人形伝承会の所有物で占領しているような状況であったため、施設管理の改善についてとやま土人形伝承会に対して指導を行い、令和7年度中に不用品の処理や備品の整理を行うこととしています。 今後は定期的に現地検査を実施するなど、必要な指示、指導を行っていくとともに、団体の活動への支援のあり方についても民俗民芸村管理センターと協議してまいります。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	
	教育委員会 教育総務課
意 見	
	教育委員会の所管施設の使用については教育委員会の承認を得ることとされているが、使用者に交付する使用承認書に公印（教育委員会印）を押印していない所属が複数あることが確認された。 富山市教育委員会文書取扱規程には、公印の省略について特に定めがなく、「文書の取扱いについては、富山市文書取扱規程の例による」とされている。使用承認書は公印を省略する文書に該当しないと考えられるが、教育委員会印の公印管理者は教育総務課長であり、各施設は教育委員会印を所有していないこと、施設によっては頻繁に使用申請があることから、使用承認事務を円滑に進めるために、一部の施設において慣例的に公印を省略してきたものと考えられる。 各施設の現状を確認した上で、公印を省略する事例について整理するなど、統一されたルールに従って適切かつ円滑に文書事務がなされるよう、対応を検討されたい。
回 答	
	各施設の現状を確認し、公印を省略している事案等について整理を行った。今後、条例等で規定されている各所管施設の使用や資料の特別閲覧・貸出等における承認手続きについては、 ①公印（教育委員会印）を押印するものとして対応する。 ②申請毎に公印の押印が困難な所属（公印件数が多い所属や出先機関等）においては、事前に使用承認書に公印（教育委員会印）の陰影を刷り込むことにより対応する。 上記①②いずれかにて教育委員会として対応してまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	教育委員会事務局 民俗民芸村管理センター (商工労働部 コンベンション・薬業物産課)
意 見	とやま土人形工房は、民俗民芸村の附属施設であり、1階の展示室は伝統工芸品である土人形の歴史などを紹介・解説し、無料観覧できる観光施設の一つとして公益的に利用するほか、とやま土人形や絵付け体験用の土人形を販売しており、2階の制作室は個人・団体の生涯学習利用に対応するオープンスペースとして位置付けられている。 一方、とやま土人形伝承会は、伝統工芸の保存継承を目的として市から販売員の人件費補助を受けながら、当該施設を活動拠点として工房全体を使用し、土人形の販売や有料の絵付け体験事業などの収益事業を行っている。 今回の定期監査において、民俗民芸村管理センターは、条例に根拠のない手続きにより施設の使用承認を行ったり、行政財産の使用許可にかかる光熱水費を一部減額し実費相当額を徴収していないなど、前回の定期監査に引き続き、施設管理の不適切な状況が確認された。 とやま土人形工房の使用については、法令に基づき適切に施設を管理していくとともに、伝統工芸の保存伝承という視点に立って、施設の使用方法にとどまらず、とやま土人形伝承会の活動への支援のあり方も含めて、コンベンション・薬業物産課と民俗民芸村管理センターで協議し、整理されたい。
回 答	とやま土人形工房の使用については、法令に基づき、とやま土人形伝承会がこれまでどおり活動していけるよう、同会と同会を支援している市商工労働部と教育委員会との3者で最善策を打ち出してまいりたい。